

令和元年（2019年）12月17日

東海市議会議長

早川直久様

議会基本条例検証特別委員会

委員長 富田博巳

# 議会基本条例検証特別委員会 調査研究報告書



## 目次

1	設置の経過	1
(1)	議会運営委員会での協議	1
(2)	議会基本条例検証特別委員会の設置	1
(3)	正副委員長の互選	1
2	調査研究事項	1
(1)	議会基本条例の検証に関する事項	1
3	調査研究の進捗状況	1
(1)	委員会の進め方について	2
(2)	検証結果について	3
4	委員会及び各分科会の開催状況と主な協議内容について	4
(1)	委員会の開催状況と主な協議内容	4
(2)	第1分科会の開催状況と主な協議内容	6
(3)	第2分科会の開催状況と主な協議内容	8
5	おわりに	9
	委員構成（分科会含む）	10
	各分科会における調査研究区分	11
	議会基本条例検証シート	12

## 1 設置の経過

### (1) 議会運営委員会での協議

平成25年9月25日に公布施行された議会基本条例は、本市議会における議会のあり方を示す重要な条例であり、これまで本条例に沿った議会運営が行われてきたが、制定から5年を経過する中で、本条例の目的の達成状況について検証を行う必要があるとの判断により、平成30年6月12日の議会運営委員会で議会基本条例検証特別委員会の設置が決定された。

### (2) 議会基本条例検証特別委員会の設置

議会運営委員会での決定を受け、平成30年6月26日（平成30年第2回東海市議会定例会）の本会議で議会基本条例検証特別委員会（以下、「委員会」という。）の設置が全会一致で可決され、10名の委員が議長の指名により、選任された。

なお、指名された委員及び委員の任期は次のとおりである。

#### ア 指名された委員（議長の指名順に記載）

北川明夫議員、富田博巳議員、早川康司議員、井上正人議員、栗野文子議員、工藤政明議員、佐藤友昭議員、神野久美子議員、坂ゆかり議員、村瀬進治議員

#### イ 委員の任期

調査研究が終了するまで

### (3) 正副委員長の互選

委員会の設置と同日に開催された委員会において、委員長に富田博巳委員、副委員長に神野久美子委員が互選により選出された。なお、委員構成については、8ページの「委員構成（分科会含む）」を参照のこと。

## 2 調査研究事項

### (1) 議会基本条例の検証に関する事項

## 3 調査研究の進捗状況

調査研究事項について、委員会で基本的な事項を協議し、より具体的な検証を行うため、2つの分科会を設置し、担当する条文ごとの検証を行い、分科会での検証結果を受け、最終的な検証結果の決定を委員会で行っている。

委員会の進め方及び検証結果は次のとおり。

## (1) 委員会の進め方について

### ア 検証の手順

#### ㊦ 分科会の設置

- ㊧ 条例制定時の検討の経緯の確認
- ㊨ 条例の検証方法の決定
- ㊩ 分科会において条文ごとに検証を実施
- ㊪ 分科会での検証内容を受け、本特別委員会で協議し、検証結果報告書を作成

### イ 分科会について

#### ㊦ 分科会員数等について

2つの分科会を設置し、1分科会あたり分科会員5名とした。また、各分科会に分科会長及び副分科会長1人を置いた。なお、正副委員長は、各々の分科会に所属するものとした。なお、委員構成については、10ページの「委員構成（分科会含む）」を参照のこと。

#### ㊧ 各分科会の主な調査研究事項について

##### ・第1分科会

前文、第1章、第3章、第4章及び第8章に関すること。

##### ・第2分科会

第2章、第5章、第6章、第7章、第9章及び第10章に関すること。

なお、具体的な調査研究区分については、11ページを参照のこと。

#### ㊨ 分科会における検証内容について

調査研究事項に関する条文の検証、条文に係る要綱等の検証、その他必要な事項。

#### ㊩ 分科会の報告について

委員会における各分科会の検証結果の報告は、各分科会長が行い、分科会における検証シートは、各分科会で作成することとした。

### ウ 全議員への報告会について

本委員会の調査研究事項は、全議員に係ることであり、議会としての意識共有を図るために、全議員への報告会を実施することが決定した。

エ 先進地行政視察について

(ア) 検証方法について

先進地である愛知県岩倉市議会の行政視察を行った。

(イ) 議会報告会及び意見交換会の実施について

先進地である兵庫県宝塚市議会の行政視察を行った。

(ウ) 議会報告会の実施及び議員定数及び議員報酬について

先進地である兵庫県明石市議会の行政視察を行った。

(エ) 議会活性化の取り組み及び市民フリースピーチ制度について

先進地である愛知県犬山市議会の行政視察を行った。

(2) 検証結果について

章数	章のタイトル	具体的な条項		検証結果
	前文			一部達成された
第1章	総則	第1条	目的	概ね達成された
		第2条	基本理念	概ね達成された
		第3条	基本方針	一部達成された
第2章	議会の運営原則と責務	第4条	議会の運営原則	概ね達成された
		第5条	議会の説明責任	概ね達成された
		第6条	会派	概ね達成された
第3章	議員の活動原則	第7条	議員の活動原則	概ね達成された
第4章	市民と議会の関係	第8条	市民と議会の関係	ほとんど達成されていない
		第9条	広報広聴の充実	一部達成された
		第10条	委員会の公開	概ね達成された
		第11条	議会活動に関する資料の公開	概ね達成された
第5章	議会と市長等との関係	第12条	市長等との関係	概ね達成された
		第13条	監視及び評価	概ね達成された
		第14条	確認の機会の付与	一部達成された
		第15条	文書による質問	一部達成された
		第16条	政策等の形成過程の説明要求	概ね達成された

章数	章のタイトル	具体的な条項		検証結果
第6章	議会機能の強化	第17条	議会機能の強化	一部達成された
		第18条	審査・調査活動等	一部達成された
		第19条	議決事件の追加	概ね達成された
		第20条	政務活動費	概ね達成された
第7章	議員の政治倫理	第21条	議員の政治倫理	一部達成された
第8章	議員定数及び議員報酬	第22条	議員定数	一部達成された
		第23条	議員報酬	概ね達成された
第9章	議会事務局の強化等	第24条	議会事務局の強化	一部達成された
		第25条	議会図書室の充実	概ね達成された
第10章	最高規範性に見直し 手続き	第26条	最高規範性	概ね達成された
		第27条	条例の見直し	概ね達成された

※ 詳細は12ページ～56ページを参照のこと。

#### 4 委員会及び各分科会の開催状況と主な協議内容について

##### (1) 委員会の開催状況と主な協議内容

No	期 日	主な協議内容
1	平成30年6月26日	(1) 正副委員長の互選
2	7月24日	(1) 委員会の進め方について (2) 調査研究日程について (3) 分科会の設置について (4) 先進地行政視察について
	8月16日	先進地行政視察（愛知県岩倉市）
3	8月24日	(1) 分科会の設置について (2) 先進地行政視察の結果について (3) 条例制定時の検討の経緯について (4) 検証方法について
4	10月23日	(1) 各分科会における検証結果報告について
5	11月19日	(1) 各分科会における検証結果報告について (2) 先進地行政視察について
6	平成31年1月8日	(1) 各分科会における検証結果報告について (2) 先進地行政視察について
	1月17日～18日	先進地行政視察（兵庫県宝塚市、明石市）
7	2月13日	(1) 各分科会における検証結果報告について (2) 先進地行政視察について

No	期 日	主な協議内容
8	2月26日	(1) 議会基本条例の検証について ア 第7章 議員の政治倫理 第21条 議員の政治倫理 ・東海市議会議員政治倫理要綱の見直しについて イ 第2章 議会の運営原則と責務 第4条 議会運営の原則 ・議会運営委員会の意思決定方法について
9	3月14日	(1) 議会基本条例の検証について ア 第7章 議員の政治倫理 第21条 議員の政治倫理 ・東海市議会議員政治倫理要綱の見直しについて (2) 中間報告書について
10	3月26日	(1) 議会基本条例の検証について ア 第7章 議員の政治倫理 第21条 議員の政治倫理 ・東海市議会議員政治倫理要綱の見直しについて (2) 中間報告について
11	5月15日	(1) 議会基本条例の検証について ア 前文 イ 第1章 総則 第1条 目的 第2条 基本理念 第3条 基本方針 ウ 第6章 議会機能の強化 第17条 議会機能の強化 第18条 審査・調査活動等
	7月18日	先進地行政視察（愛知県犬山市）
12	8月21日	(1) 議会基本条例の検証について ア 第4章 市民と議会の関係 第8条 市民の意思の反映 イ 第6章 議会機能の強化 第19条 議決事件の追加 ウ 第2章 議会の運営原則と責務 第4条 議会運営の原則



No	期 日	主な協議内容
13	9月18日	(1) 議会基本条例の検証について ア 第2章 議会の運営原則と責務 第4条 議会運営の原則 ・一般質問の順序の見直しについて ・一問一答方式の導入について ・一般質問の質問時間の変更について ・再質問の回数について ・代表質問の質問者について
14	10月24日	(1) 議会基本条例の検証について ア 第6章 議会機能の強化 第20条 政務活動費 イ 第2章 議会の運営原則と責務 第5条 議会の説明責任 第6条 会派
15	11月8日	(1) 議会基本条例の検証について ア 前文 イ 第1章 総則 第1条 目的 第2条 基本理念 第3条 基本方針 (2) 特別委員会報告書について (3) 調査研究結果の公表について
16	11月21日	(1) 今後の取組と考察について (2) 特別委員会報告書について (3) 調査研究結果の公表について

## (2) 第1分科会の開催状況と主な協議内容

No	期 日	主な協議内容
1	平成30年8月23日	(1) 分科会開催スケジュールについて (2) 調査研究項目の検証順序について
2	10月5日	(1) 調査研究項目の検証順序について (2) 先進地行政視察の視察希望項目について (3) 議会基本条例の検証について ア 前文 イ 第1章 総則 第1条 目的 第2条 基本理念 第3条 基本方針

No	期 日	主な協議内容
3	11月9日	(1) 議会基本条例の検証について ア 第3章 議員の活動原則 第7条 議員の活動原則 イ 第4章 市民と議会の関係 第10条 委員会の公開 第11条 議会活動に関する資料の公開
4	12月20日	(1) 議会基本条例の検証について ア 第4章 市民と議会の関係 第8条 市民の意思の反映 第9条 広報広聴の充実
5	平成31年2月4日	(1) 議会基本条例の検証について ア 第8章 議員定数及び議員報酬 第22条 議員定数 第23条 議員報酬 (2) 検証順序の変更について
6	4月25日	(1) 議会基本条例の検証について ア 前文 イ 第1章 総則 第1条 目的 第2条 基本理念 第3条 基本方針
7	令和元年7月22日	(1) 議会基本条例の検証について ア 第4章 市民と議会の関係 第8条 市民の意思の反映
8	10月28日	(1) 議会基本条例の検証について ア 前文 イ 第1章 総則 第1条 目的 第2条 基本理念 第3条 基本方針
9	11月8日	(1) 議会基本条例の検証について ア 第4章 市民と議会の関係 第8条 市民の意思の反映

(3) 第2分科会の開催状況と主な協議内容

No	期 日	主な協議内容
1	平成30年8月23日	(1) 分科会開催スケジュールについて (2) 調査研究項目の検証順序について
2	10月4日	(1) 調査研究項目の検証順序について (2) 先進地行政視察の視察希望項目について (3) 議会基本条例の検証について ア 第7章 議員の政治倫理 第21条 議員の政治倫理 イ 第10章 最高規範性に見直し手続 第26条 最高規範性 第27条 条例の見直し
3	11月7日	(1) 議会基本条例の検証について ア 第9章 議会事務局の強化等 第24条 事務局機能の強化 第25条 議会図書室の充実 イ 第5章 議会と市長等との関係 第12条 市長等との関係 第13条 監視及び評価
4	12月19日	(1) 議会基本条例の検証について ア 第5章 議会と市長等との関係 第14条 確認の機会の付与 第15条 文書による質問 第16条 政策等の形成過程の説明要求
5	平成31年1月8日	(1) 検証順序の見直しについて
6	2月1日	(1) 議会基本条例の検証について ア 第7章 議員の政治倫理 第21条 議員の政治倫理 ・東海市議会議員政治倫理要綱の見直しについて イ 第2章 議会の運営原則と責務 第4条 議会運営の原則 ・議会運営委員会の意思決定方法について
7	4月17日	(1) 議会基本条例の検証について ア 第6章 議会機能の強化 第17条 議会機能の強化 ・iPad（タブレット端末）の導入について 第18条 審査・調査活動等
8	令和元年7月22日	(1) 議会基本条例の検証について

No	期 日	主な協議内容
		ア 第6章 議会機能の強化 第19条 議決事件の追加 イ 第2章 議会の運営原則と責務 第4条 議会運営の原則 ・一般質問の順序の見直しについて ・一問一答方式の導入について ・一般質問の質問時間の変更について ・再質問の回数について ・代表質問の質問者について
9	10月7日	(1) 議会基本条例の検証について ア 第6章 議会機能の強化 第20条 政務活動費 イ 第2章 議会の運営原則と責務 第5条 議会の説明責任 第6条 会派

## 5 おわりに

(委員長所見)

今回の本特別委員会における検証は、議会基本条例第27条第1項に「議会は、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする」と規定していることから、制定後5年を経過する中で生じた、市民の意思、社会情勢の変化等を踏まえ、今一度原点より本条例を見つめ直したものです。

その中で本条例の目指すものとその意味に改めて触れ、条文ごとの目的達成に向けた新たな取組の必要性と可能性を協議することができ、また新たな5年間に向けて、議会のあり方を再認識するとともに、よりよい議会の姿を描く貴重な機会になったと実感しております。この成果を議員全員で分かち合い、今後の議会運営の素地としていくことにより、本条例の本旨の真の実現に向けた第一歩となることを期待するものであります。

委員構成（分科会含む）

	氏 名	所属分科会・役職
委員長	富 田 博 巳	第2分科会
副委員長	神 野 久 美 子	第1分科会
委 員	北 川 明 夫	第1副分科会長
〃	早 川 康 司	第2分科会
〃	井 上 正 人	第1分科会
〃	栗 野 文 子	第2分科会長
〃	工 藤 政 明	第2副分科会長
〃	佐 藤 友 昭	第1分科会
〃	坂 ゆかり	第2分科会
〃	村 瀬 進 治	第1分科会長

※名簿順は、議長に選任された委員順を基に、正副委員長を上から並べたもの。

※第1・第2分科会ともに、委員数は5名。

○第1分科会委員

氏 名	役 職
村瀬 進治	分科会長
北川 明夫	副分科会長
井上 正人	分科会員
佐藤 友昭	〃
神野 久美子	〃

○第2分科会委員

氏 名	役 職
栗野 文子	分科会長
工藤 政明	副分科会長
早川 康司	分科会員
坂 ゆかり	〃
富田 博巳	〃

各分科会における調査研究区分

章数	章のタイトル	具体的な条項	所管分科会
前 文			第 1 分科会
第 1 章	総則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的 (第 1 条)</li> <li>・ 基本理念 (第 2 条)</li> <li>・ 基本方針 (第 3 条)</li> </ul>	第 1 分科会
第 2 章	議会の運営原則と責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会運営の原則 (第 4 条)</li> <li>・ 議会の説明責任 (第 5 条)</li> <li>・ 会派 (第 6 条)</li> </ul>	第 2 分科会
第 3 章	議員の活動原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員の活動原則 (第 7 条)</li> </ul>	第 1 分科会
第 4 章	市民と議会の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の意思の反映 (第 8 条)</li> <li>・ 広報広聴の充実 (第 9 条)</li> <li>・ 委員会の公開 (第 10 条)</li> <li>・ 議会活動に関する資料の公開 (第 11 条)</li> </ul>	第 1 分科会
第 5 章	議会と市長等との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長等との関係 (第 12 条)</li> <li>・ 監視及び評価 (第 13 条)</li> <li>・ 確認の機会の付与 (第 14 条)</li> <li>・ 文書による質問 (第 15 条)</li> <li>・ 政策等の形成過程の説明要求 (第 16 条)</li> </ul>	第 2 分科会
第 6 章	議会機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会機能の強化 (第 17 条)</li> <li>・ 審査・調査活動等 (第 18 条)</li> <li>・ 議決事件の追加 (第 19 条)</li> <li>・ 政務活動費 (第 20 条)</li> </ul>	第 2 分科会
第 7 章	議員の政治倫理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員の政治倫理 (第 21 条)</li> </ul>	第 2 分科会
第 8 章	議員定数及び議員報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数 (第 22 条)</li> <li>・ 議員報酬 (第 23 条)</li> </ul>	第 1 分科会
第 9 章	議会事務局の強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局機能の強化 (第 24 条)</li> <li>・ 議会図書室の充実 (第 25 条)</li> </ul>	第 2 分科会
第 10 章	最高規範性と見直し手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最高規範性 (第 26 条)</li> <li>・ 条例の見直し (第 27 条)</li> </ul>	第 2 分科会

## 議会基本条例検証シート

章	—	—
条文	前文	<p>地方議会は、地方分権の時代にあって、二元代表制の下、地方公共団体の事務執行の監視機能及び立法機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。</p> <p>東海市議会は、東海市民によって選ばれた議員で構成し、東海市のまちづくりの基本理念である東海市まちづくり基本条例を推進する市の意思決定機関であり、議員は議会の役割と責務に基づき市民の福祉向上のために活動するものである。</p> <p>国から地方への権限移譲が進み、地方自治体の自己決定権の拡大が進む中で、地域の自主・自律のため、これまで以上に地方議会が果たすべき役割及び責務が大きくなっている。このため、議会は特別委員会、議会運営委員会等における協議により、議会の活性化を図るためにさまざまな改革を重ねてきたところである。</p> <p>議会は市民の意思を反映する合議制の機関であることから、自らの創意と工夫によって市民との協調のもと、東海市のまちづくりを推進していく必要がある。そのため、議会の公正性及び透明性を確保することにより、市民に開かれた議会、市民にわかりやすい議会を目指して、活動を行うべき姿をここに定めるものである。</p>
条文の目的		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方分権が進む中で地域の自主性と自律性が問われる時代に突入し、地方議会の果たすべき役割と責務は益々大きくなっている。このような使命を達成するために、積極的な情報の公開、監視、調査、政策立案及び立法への機能強化しながら、市民と協調の上に、議会の公正性及び透明性を確保することにより市民に開かれた議会、市民にわかりやすい議会を目指し、議会としての独自の条例を定めたものである。</li> <li>2 東海市まちづくり基本条例においては、「市と市長」を使い分けており、議会及び執行機関を含め、総体としての市を示す場合には「市」として用語を用い、市の施策の具体的な実施手続きを示す場合は、執行機関の統括者である「市長」という用語を用いている。まちづくり基本条例第6条に「市は、第3条各号に掲げるまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない」と規定されており、議会を含め、同条例第3条の基本理念を推進するものであることから、「東海市のまちづくりの基本理念である東海市まちづくり基本条例を推進する市の意思決定機関」と明文化したものである。なお、「市の意思決定機関」とは、議会が市としての団体意思を最終的に決定する機関であることをいう。</li> <li>3 「市民の意思を反映する合議制の機関」については、独任制である執行機関の市長に対して、議会は市民を代表する公選の議員をもって構成される合議制の機関であることをいう。</li> </ol>

<p>目的達成に向けた取組実績</p>	<p>ホームページ内容や各議員賛否の状況など市民への情報公開が拡大された。</p>	
<p>目的の達成状況とその理由</p>	<p><b>3</b></p>	<p>5・・・十分達成された　4・・・概ね達成された  3・・・一部達成された　2・・・ほとんど達成されていない  1・・・全く達成されていない</p>
<p>目的達成のための今後の取組と考察</p>	<p>(理由)  開かれた議会や分かり易い議会のための取組は行われているが、政策立案等の機能強化と市民意思の反映に役立つ取組は、今後も検討する必要がある。</p> <p>① 定期的又は随時に議会基本条例を検証  議会基本条例に対する議員の意識や市民の関心を高めるため、議員改選時やその他必要な都度、新人議員も含めて検証を行うことが大切である。</p>	



## 議会基本条例検証シート

章	第1章	総則
条文	第1条 (目的)	この条例は、二元代表制の下での東海市議会（以下「議会」という。）の役割を踏まえつつ、議会の基本理念、議会運営の原則と責務、議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市政への市民の意思の的確な反映及び議会の活性化を図り、もって市民に開かれた議会、市民にわかりやすい議会を目指すと共に、市民福祉の向上を実現することを目的とする。
条文の目的	1 本条は、この条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を明らかにするために設けたものである。 2 二元代表制のもとで、市民に開かれた議会、市民にわかりやすい議会を目指すと共に、市民福祉の向上を実現することを目的としている。	
目的達成に向けた取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報媒体などを活用して、市民への情報公開が拡大された。</li> <li>・ 議会基本条例検証特別委員会を設置し、検証作業を実施している。</li> </ul>	
目的の達成状況とその理由	4	5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された 3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない 1・・・全く達成されていない
目的達成のための今後の取組と考察	(理由) 開かれた議会や分かり易い議会のための取組が行われており、第1条がめざす目的は、概ね達成されている。 ①「議案等」を本会議の審査前にホームページ上で公開することを検討 現在、傍聴受付と庁舎市民ホールの2か所で公開しているが、より広く市民に公開する方法の検討が必要である。	

## 議会基本条例検証シート

章	第1章	総則
条文	第2条 (基本理念)	議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。
条文の目的	<p>1 本条は、市政における最高の意思決定機関としての議会の基本的な考え方及び実現を目指す基本理念を定めたものである。</p> <p>2 議会が市としての団体意思を最終的に決定する機関であること及びまちづくりの主役である市民を代表する公選の議員をもって構成される機関であることから市政における最高の意思決定機関であることを明らかにしたものである。</p>	
目的達成に向けた取組実績	本会議等の審議や採決を通じて、意思決定機関の機能を果たしている。	
目的の達成状況とその理由	<p style="font-size: 2em; margin: 0;">4</p>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された</p> <p>3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない</p> <p>1・・・全く達成されていない</p> <p>(理由) 本会議や委員会の質疑、討論や採決を通じて、市民意思を反映させつつ、最高の意思決定機関として活動しており、第2条の基本理念を概ね達成している。</p>
目的達成のための今後の取組と考察	特になし	

## 議会基本条例検証シート

章	第1章	総則
条文	第3条 (基本方針)	<p>議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <p>(1) 議会の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行の監視及び評価を行うこと。</p> <p>(2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。</p> <p>(3) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化への取組を積極的に推進すること。</p>
条文の目的	<p>1 本条は、第2条の基本理念に基づく、市政における最高の意思決定機関としての議会の目指すべき3つの基本方針を定めたものである。</p> <p>2 第1号は、本会議における議決及び委員会における採決を通じて、政策決定並びに市長等による事務の執行の監視・評価を行うことを定めたものである。</p> <p>3 第2号は、本会議及び委員会における議案の審議・審査はもとより、委員会・議員提出条例などの政策立案機能の重視を図ることを定めたものである。</p> <p>4 第3号は、積極的な議会の活性化の取組を行う議会の決意を定めたものである。</p>	
目的達成に向けた取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議等における審議・審査は十分に行われている。</li> <li>・電子採決や傍聴者アンケートなどの取組も実施された。</li> </ul>	
目的の達成状況とその理由	<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">3</h1>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された</p> <p>3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない</p> <p>1・・・全く達成されていない</p> <p>(理由) 事務執行の監視・評価機能は充実してきたが、政策立案機能は会派単位の活動が中心で、議会独自での取組の検討がなされていない。市民参加の拡大についても同様である。</p>
目的達成のための今後の取組と考察	<p>① 政策立案機能の強化に役立つ取組について検討</p> <p>議会として、政策立案機能のあり方をまとめていくことが大切である。</p>	

## 議会基本条例検証シート

章	第2章	議会の運営原則と責務
条文	第4条 (議会運営の原則)	<p>1 議会は、市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能を十分発揮するため、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制により意思決定を行う機関としての役割を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、質問等の実施方法について会議規則で定め、市民にわかりやすい議会運営を行うものとする。</p> <p>3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。</p> <p>4 常任委員会及び特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。</p> <p>5 議会運営委員会及び常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。</p>
条文の目的	<p>1 本条は、本会議及び各委員会の運営原則について定めたものである。</p> <p>2 議会が持つ機能を十分に発揮するため、議論を経て合議により意思決定を行う機関としての役割を果たすこと及び円滑かつ効率的な議会運営をすることを定めたものである。</p> <p>3 質問等の実施方法は、会議規則に定められているが、一般質問における一問一答方式の導入については、今後実施することも視野に入れ検討していくものである。</p>	
目的達成に向けた取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、地方自治法、会議規則に則り運営されている。</li> <li>・ 質問等は、議会運営委員会の協議・調整により行われている。</li> <li>・ 委員会は、地方自治法、委員会条例に則り運営されており、閉会中においても市の事務に関する調査を行っている。</li> </ul>	
目的の達成状況とその理由	<p style="font-size: 2em; margin: 0;">4</p>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された</p> <p>3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない</p> <p>1・・・全く達成されていない</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各定例会において、多くの議案を審議・議決しているが、定例会の運営は、円滑かつ効率的な運営に努め、定められた会期内で執り行われている。</li> <li>・ 一般質問における一問一答方式の導入について、実施も視野に入れた検討を継続していくべきである。</li> <li>・ 各委員会は、設置目的に応じた機能が発揮・運営されており、閉会中においても、各所管の事務に関する調査を定期的に行っている。</li> </ul>

<b>目的達成の ための今後の 取組と考察</b>	<b>① 議会運営委員会の意思決定方法</b>
	以下のような意見があった。 ・議会運営に関する協議は全会一致とするべきである。 ・平成3年の地方自治法改正により法定設置となり、委員会条例に規定された議会運営委員会においては、他の常任委員会と同様に同条例に規定された採決方法によるべきと考えるため、出席委員の過半数による多数決に変更するべきである。 ・議会運営に関する協議を全会一致とするに至った経緯、理由を調査し、そのうえでメリット・デメリットを検証し、議会運営に相応しい意思決定方法と議論・運営のあり方の意思統一を図るべきである。
	<b>② 調査研究を継続</b>
	円滑かつ効率的な議会運営、市民にわかりやすい議会運営、設置目的に応じた機能が十分発揮できる委員会運営の調査研究を行うことを継続する。また、先進地視察を積極的に行い、調査研究を継続する。

#### 改善検討事項

- 一般質問の順序の見直しについて（ドント方式による順序とする）  
ドント方式ではなく、大会派順とするべきである。
- 一問一答方式の導入について（代表・一般質問に一問一答方式を導入する）  
現時点では導入するべきではないが、将来的に検討していくべきである。
- 一般質問の質問時間の変更について（質問時間を1人30分に変更する）  
質問時間を1人30分に変更するべきではない。
- 再質問の回数について（回数を無制限とする）  
回数を無制限とするべきではない。
- 代表質問の質問者について（会派代表者以外でも質問できることとする）  
これまでの慣例を踏まえ代表質問は会派代表者が行うこととし、その規定を明文化するとともに、事故や病欠等のやむを得ない時は議会運営委員会で協議の上、この限りではない旨も併記するべきである。
- 議会運営委員会の意思決定方法について  
議会運営委員会は、昭和45年に任意の組織として設置され、議会運営に関する審査、調査について、別紙「東海市議会運営委員会規約」を制定し、平成3年の地方自治法の改正まで運営されてきた。しかし、平成3年の地方自治法の改正により議会運営委員会が法定の委員会と位置付けられ、委員会条例が平成3年9月21日

に改正されたことを受け、同委員会が地方自治法、委員会条例、会議規則に服することとなった。採決方法は委員会条例において過半数で決することと規定されていることから、同規約で採決方法を規定する必要がなくなり、同規約が廃止されたものである。その後は委員会条例に規定されていない事項について、別紙「東海市議会運営委員会に関する申し合わせ事項」として取り決められ、運用されてきたものである。

以上の確認された事実に基づき、本特別委員会の結論とするものである。

#### <議会運営委員会の組織の変遷等>

##### 1 組織の変遷

- 昭和44年4月1日 旧上野町、横須賀町合併当時、議会運営委員会がないため、各常任委員会正副委員長が議会運営委員のような役割を果たしていた。
- 昭和45年4月8日 全員協議会
- ・議会運営委員会の設置（全会一致で決定）
  - ・議会運営委員会規約の協議、制定（全会一致で承認）
- 昭和45年5月29日 議会運営委員会
- ・正副委員長互選
- 平成3年4月2日 地方自治法の一部を改正する法律施行
- 平成3年7月26日 議会運営委員会
- ・議長から「地方自治法の改正に伴い、現在の議会運営委員会の規約ではなく、法に基づいた条例で運用したほうが適当と考える」との発言を受け、議会運営委員会の申し合わせ事項について協議
- 平成3年8月12日 議会運営委員会
- ・議会運営委員会の法制化に伴い、議会運営委員会の申し合わせ事項を決定
- 平成3年9月10日 平成3年第3回東海市議会定例会
- ・議案第70号東海市議会委員会条例の一部改正について  
(全会一致で可決)

平成3年9月21日 東海市議会委員会条例の一部を改正する条例 公布・施行  
議会運営委員会規約の廃止

平成3年9月24日 全員協議会  
・議会運営委員会規約の廃止を報告

## 2 運営方法

- (1) 昭和45年4月8日～：任意の組織（議会運営委員会規約[資料1]に基づき運営）
- (2) 平成3年9月21日～：法定の組織（東海市議会委員会条例、議会運営委員会の申し合わせ事項[資料2]に基づき運営）

## 3 関係法令等

- (1) 地方自治法第109条（先例集P101）
- (2) 東海市会議規則第38条（先例集P135）
- (3) 東海市議会委員会条例第4条（先例集P150）、第16条（先例集P152）

東海市議会運営委員会規約（案）

（設置）

第1条 東海市議会に議会運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、各派相互の緊密な連携を保ち、市議会の円満な運営をはかるために次の事項を協議する。

1. 会期、議事日程および出席要求者の範囲に関する事。
2. 議会関係の条例および規則の制定、改廃に関する事。
3. 意見書、決議案等の取り扱いに関する事。
4. 議員の辞職（閉会中を除く。）に関する事。
5. その他議会の円満な運営のため必要な事。

（組織）

第3条 委員会は、各会派等の交渉団体より選出された代表者（以下「委員」という。）をもつて構成する。

ただし、10名以上の所属議員を有する会派は、3名の代表者が出席できる。

2. 交渉団体とは、4名以上の所属議員を有する会派をいう。
3. 4名に達しない会派等に属する議員は、申し出によりオブザーバーとして出席することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。

（委員長、副委員長）



第5条 委員会に委員長および副委員長／人を置く。

2. 委員長および副委員長は、委員会において互選する。
3. 委員長は、委員会を招集し、会の議事を整理する。
4. 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を行なう。
5. 委員長および副委員長の任期は、委員の任期による。

(代理者の出席)

第6条 委員が事故のため出席できないときは、その交渉団体に属するものの中から代理者を出席させるものとする。

(会派)

第7条 議員が会派を結成したときは、その名称、代表者および所属議員等を議長に届け出るものとする。

2. 前項の規定による届け出事項等に変更のあつた場合もまた同様とする。

(議長、副議長および常任委員長の委員会への出席)

第8条 議長、副議長および常任委員長は、委員会に出席し、発言することができる。

(関係者の出席および発言)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外(オブザーバー議員を含む)の議員ならびに理事者の出席および発言を許すことができる。

(協議事項の決定)

第10条 委員会の協議事項は、原則として全会一致で決定する。

(記録)

第11条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等  
必要な事項等を記載した記録を調製させる。

(補足)

第12条 本規約に定めてないことは、委員会で決定する。

附 則

この規約は、昭和 年 月 日から施行する。

東海市議会運営委員会に関する申し合わせ事項

(平成3年8月12日)

この申し合わせは、議会運営委員会の法制化（同規約の廃止）に伴い、市議会の円満な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

- 1 委員の定数は9人とし、次の各号に掲げる各会派の所属議員の数に応じ、各会派ごとに委員を選出するものとする。

ただし、各会派の所属議員の数の異動等により、その数が9人でなくなった場合は、再度調整するものとする。

- |                |    |
|----------------|----|
| (1) 2人以上5人以下   | 1人 |
| (2) 6人以上10人以下  | 2人 |
| (3) 11人以上15人以下 | 3人 |
| (4) 16人以上      | 4人 |

- 2 委員会の出席者は、議会運営委員のほか正副議長も出席するものとする。

また、各常任委員会の開催日等を協議する委員会については、常任委員長も出席するものとする。

- 3 議会運営委員会委員が出席できないときは、同会派の中から委員外議員として出席するものとする。

- 4 議員が会派を結成したときは、その名称、代表者、所属議員等を議長に届け出るものとする。

また、この届出事項等に変更のあった場合も同様とする。

- 5 議会の運営に関する申し合わせ事項は、別紙のとおりとする。

- 6 その他、議会運営に関して必要な事項が生じた場合は、その都度協議する。

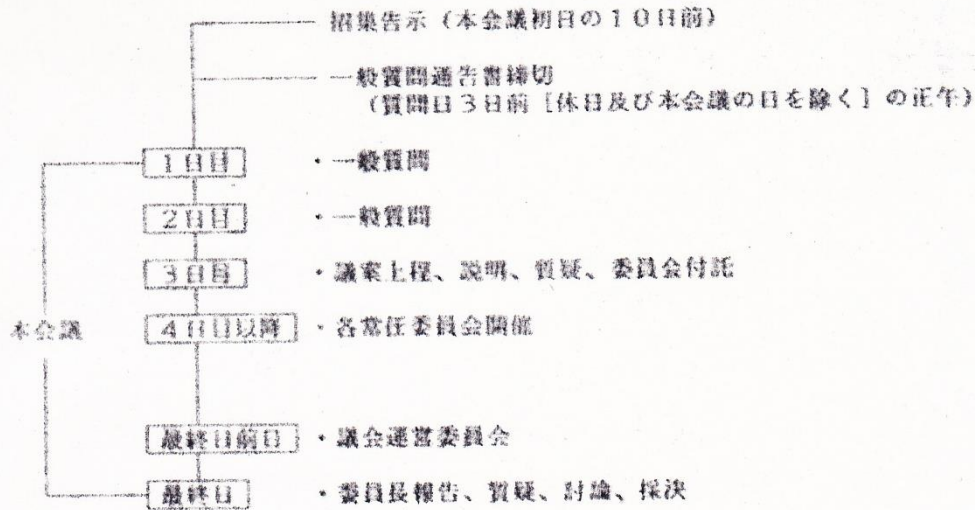
( 別 紙 )

議会の運営に関する申し合わせ事項

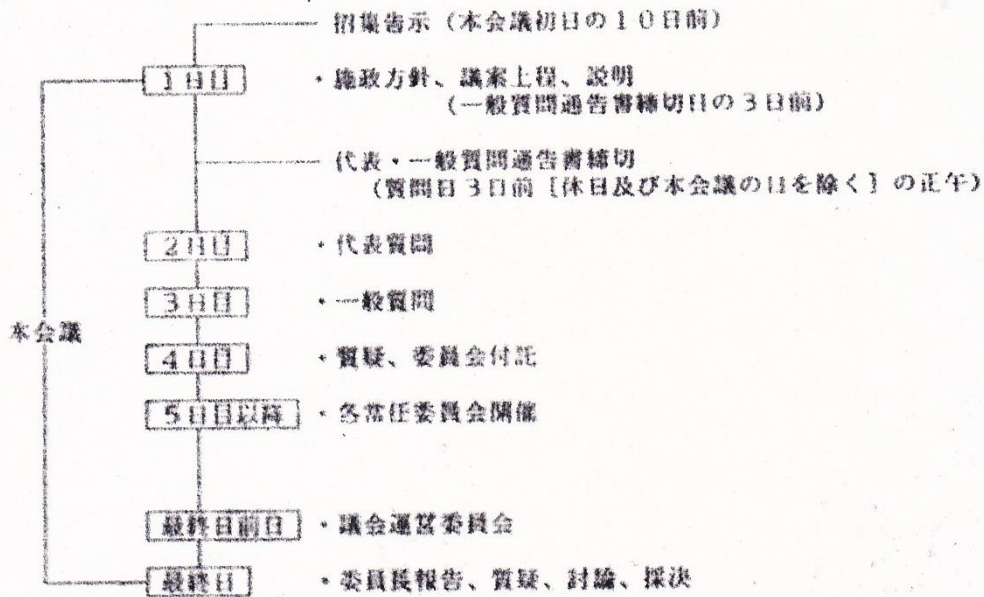
- 1 会期について  
別紙「会期の基本的な流れ」のとおり
- 2 開会時間について  
午前9時30分開会
- 3 施政方針を行う議会の会派代表者による質問の名称について  
代表質問と呼ぶ。
- 4 一般質問（代表質問）通告書締切の時期について  
質問日3日前（休日及び本会議の日を除く。）正午
- 5 緊急質問の取扱いについて  
事前に議長に申し出ていただき、議運で質問内容などについて適当かどうか事前に協議してから、本会議に諮る。
- 6 一般質問について
  - (1) 質問順序  
大会派順の4年間のローテーション
  - (2) 質問時間  
第1質問、再質問、要望を含め1人30分以内
- 7 代表質問について
  - (1) 質問順序  
大会派順
  - (2) 質問時間  
一般質問と同じ
- 8 意見書、決議案の提出について  
会派代表者会議で、原則として全会一致のもの
- 9 請願の提出期限について  
本会議初日まで（以後の提出は、閉会中の継続審査として付託）  
\*できる限り会期内に結論を出す。
- 10 請願の継続審査に対する討論の取扱いについて  
討論は行わず、自席で反対発言
- 11 人事案件の氏名公表の時期について  
初日の本会議終了後の議運（新任の方、顔写真添付）  
\*臨時議会は本会議が開かれる一番近い議運
- 12 施政方針の取扱いについて
  - (1) 議事日程の単独上程について
  - (2) 資料及び資料配付時期について  
市長が演壇で説明する内容を、そのままワープロで打ったものを説明後の昼の休憩に配付

会期の基本的な流れ

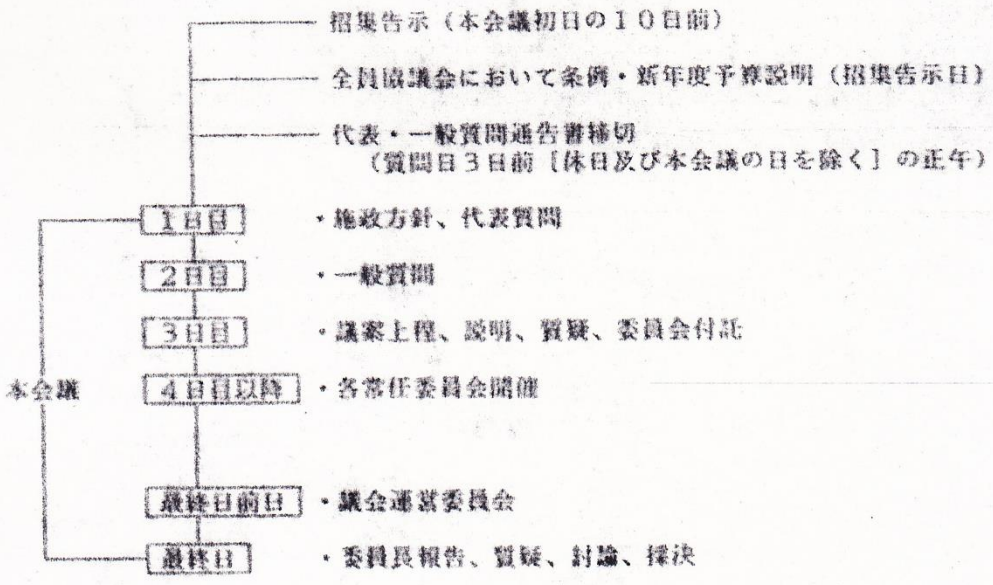
(6. 9. 12月議会)



(3月議会)



(3月[改選期]議会)



## 議会基本条例検証シート

章	第2章	議会の運営原則と責務
条文	第5条 (議会の 説明責任)	1 議会は、議会運営、政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、市民に対して説明する責務を有する。
条文の目的	1 本条は、議会が行うさまざまな活動について、市民に対して説明する責任があることを定めたものである。	
目的達成に向けた取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議及び委員会の傍聴を原則として認めている。また、代表・一般質問をインターネット上で公開、代表・一般質問及び採決の本会議を生中継している。</li> <li>・会議録を市議会ホームページで公開している。</li> <li>・表決を行った全ての議案の議決結果を議員毎の表決として市議会ホームページで公開している。</li> </ul>	
目的の達成状況とその理由	<b>4</b>	5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された 3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない 1・・・全く達成されていない
	(理由) 本会議及び委員会において、傍聴を原則として認めており、本会議傍聴時には議席配置図、提出議案の概要、一般質問一覧表、議事日程及び会期予定を配布している。また、本会議については、代表・一般質問、採決日には本会議を庁舎及びしあわせ村において生中継しているほか、議会映像・会議録をインターネット上で公開している。各常任委員会の開催内容は、委員長報告として、審査の過程における質疑応答、討論の状況、審査結果が報告されている。	
目的達成のための今後の取組と考察	① 議会報告会の開催の是非 調査研究を進めている議会報告会の開催の是非を調査研究結果として結論を出す。	

## 議会基本条例検証シート

章	第3章	議員の活動原則
条文	第6条 (会派)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</li> <li>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。</li> <li>3 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、必要に応じて他の会派との合意形成に努めるものとする。</li> </ol>
条文の目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本条は、会派の位置付けなどについて定めたものである。</li> <li>2 議員は会派という議員集団を結成して活動できること及び会派は政策を中心に同一の理念を持つ議員によって構成すること定めたものである。また、各会派は政策立案等において協議を行い、会派間での合意形成に努めることを定めたものである。</li> </ol>	
目的達成に向けた取組実績	同一の理念を持つ議員の集合体である会派が、機能的に役割が果たせるよう協議を行う等、会派間の合意形成を促進しており、また、会派代表者会議を開催し、会派相互間の連絡調整を図っている。	
目的の達成状況とその理由	<b>4</b>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された  3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない  1・・・全く達成されていない</p> <p>(理由)  同一の理念を共有する議員によって会派が結成され、会派間で合意形成に基づいた議会の円滑な運営が執り行われている。また、議会運営、議会内の課題等に関して、会派間の意見集約を図り、市に対する予算要望等が行われている。</p>
目的達成のための今後の取組と考察	<p>① 条文の説明文に追記</p> <p>条文の説明文にも「必要に応じて」を追記する。</p>	



## 議会基本条例検証シート

章	第3章	議員の活動原則
条文	第7条 (議員の活動原則)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、積極的な議論に努めるものとする。</li> <li>2 議員は、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、市民全体の福祉向上を目指し、市民の代表としてふさわしい活動を行うものとする。</li> <li>3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自己研鑽に励み、自らの資質の向上に努めるものとする。</li> <li>4 議員は、議会活動について、市民に対してわかりやすい説明に努めるものとする。</li> </ol>
条文の目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本条は、議員の責務を果たすための活動原則を定めたものである。</li> <li>2 第3項の「日常の調査及び研修活動」とは、議案審議及び政策提言を行うため、議員が日頃から行う市政全般に関する調査及び研修活動をいう。</li> </ol>	
目的達成に向けた取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初当選議員説明会の実施、議員研修会へ参加している。</li> <li>・行政視察の実施、報告書を提出し一般質問等に活用している。</li> <li>・各議員の賛否状況、政務活動費を公開している。</li> </ul>	
目的の達成状況とその理由	<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">4</h1>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された                      3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない                      1・・・全く達成されていない</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講義・研修会、先進地行政視察等々の研修活動を通して、広い分野で各議員が知識習得に努めている。</li> <li>・政治倫理委員会の設置が2件発生している。</li> </ul>
目的達成のための今後の取組と考察	<p>① 研修会内容の充実</p> <p>その時々々の社会情勢にマッチした研修会を開催する。</p>	

## 議会基本条例検証シート

章	第4章	市民と議会の関係
条文	第8条 (市民の意思の反映)	議会は、市民の意思を議会活動に反映させることに努めるものとする。
条文の目的	本条は、市民の意見を反映させた政策提言等に努めることを定めたものである。	
目的達成に向けた取組実績	請願及び陳情を市民の政策提言としては議会で保障しているが、条例制定後、新しい取組が議会として、ほとんど達成されていない。	
目的の達成状況とその理由	<b>2</b>	5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された 3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない 1・・・全く達成されていない
	<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各会派の取組としては、市民の意思を反映させているが、議会としての取組については、現在の取組方法では厳しい評価となる。</li> <li>・議会として、これまでに十分な検討が行われていない。</li> </ul> <p>(議会傍聴者への「議会傍聴者の環境に関するアンケート」を過去1回実施)</p>	
目的達成のための今後の取組と考察	① 親子議場見学会	
	親子で参加して頂き、議場を身近に感じてもらうことや市政に関心をもってもらうことを目的とする。	
目的達成のための今後の取組と考察	② 議員間討議	
	一般質問等で、実現すべきと思われる政策について、議員間で討議し、全会一致になったら議長から市長に対し、議会からの意思として要望するというような特定のテーマを議員間で討議する仕組み及び討議結果の活用策について、調査研究する。	

## 議会基本条例検証シート

章	第4章	市民と議会の関係
条文	第9条 (広報広聴の充実)	<p>1 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報広聴手段を活用することにより、議会に対する市民の意思の把握及び市民への情報提供に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。</p>
条文の目的	<p>1 本条は、多様な手段を活用した広報広聴の充実について定めたものである。</p> <p>2 インターネット及び広報とうかい等の広報広聴手段を活用して市民が議会と市政に関心を持つような広報活動を行うことを定めたものである。</p>	
目的達成に向けた取組実績	ホームページ及び市広報を活用して、議会と市政に関心を持って頂く取組を実施している。	
目的の達成状況とその理由	<p style="font-size: 2em; margin: 0;">3</p>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された</p> <p>3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない</p> <p>1・・・全く達成されていない</p> <p>(理由) 議会に関する情報公開については、ホームページ上で充実を図り、「広報とうかい」において、一般質問の内容を議員一人に対し1項目掲載している。しかし、市民からの意見を伺う広聴手段については課題が残る。</p>
目的達成のための今後の取組と考察	<p>① 市民の意向の把握</p> <p>広報広聴の方法について、幅広い年齢層の市民がどのように考えているか把握するため、アンケート方式で市民意識調査を実施し方向性を見出す。</p>	

## 改善検討事項

### ○ 議会広報について

①「広報とうかい」内に定例会以外の委員会等の内容も充実させ、独自のスペースを設ける。

・市民への情報提供と分かり易い委員会とする観点から 実施する方向とする。

②「広報とうかい」に掲載する代表・一般質問について、質問者の会派名及び氏名を明記する。

・「広報とうかい」発行については、行政施策の一環として行っており、質問者の会派名及び氏名を明記する事は、相応しくないため現状のままとする。

### ○ 「議会だより」の発行について（議会単独で広報紙を発行する）

・費用対効果の面から考慮すると、当面は「広報とうかい」の内容を充実させることで対応していく。

## 議会基本条例検証シート

章	第4章	市民と議会の関係
条文	第10条 (委員会の公開)	議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会を原則として公開するものとする。
条文の目的	1 本条は、委員会の公開について定めたものである。 2 開かれた議会運営を行うために本会議の公開はもとより、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会における傍聴は、委員長の許可によるが、原則傍聴を認めることを定めたものである。	
目的達成に向けた取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員会の日程をホームページにて公開している。</li> <li>・傍聴希望者の傍聴は認められている。</li> </ul>	
目的の達成状況とその理由	<b>4</b>	5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された 3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない 1・・・全く達成されていない
	(理由) 傍聴は委員協議会に諮り、委員長の許可により認めている。	
目的達成のための今後の取組と考察	① 開かれた議会とは何か追求する必要について 今のスタンスを踏襲し、市民からの改善項目が上がって来た時期に、再検討する。(傍聴者へのアンケートを検討)	
	② 傍聴者への資料提供のあり方の検討 傍聴者への資料提供のあり方を検討する。	

## 議会基本条例検証シート

章	第4章	市民と議会の関係
条文	第11条 (議会活動に関する資料の公開)	議会は、東海市情報公開条例に基づき、議会活動に関する資料を公開し、会議録については、議会図書室その他議長が適当と認める場所に備え付け、閲覧に供するものとする。
条文の目的	1 本条は、議会活動に関する資料の公開についての考え方を定めたものである。 2 市民の知る権利を尊重し、公正で民主的な市政の推進に資するために議会活動に関する資料（行政文書）を公開し、東海市議会会議録の写しについては議会図書室等で閲覧できることを定めたものである。	
目的達成に向けた取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会図書室で閲覧が可能である。</li> <li>・ホームページ上の公開内容が充実している。</li> <li>・本会議の録画映像をスマートフォン等で視聴が可能である。</li> </ul>	
目的の達成状況とその理由	<b>4</b>	5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された 3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない 1・・・全く達成されていない
	(理由) 資料の公開については、実施可能なことから順次閲覧できるように取り組んでいる。	
目的達成のための今後の取組と考察	① 議会活動に関する資料の公開のあり方 市民が気軽に閲覧できる場所の新設を検討する。	
	② 議会活動における資料の公開のあり方 ホームページ等で委員会記録や視察結果の掲載を検討する。	

## 議会基本条例検証シート

章	第5章	議会と市長等との関係
条文	第12条 (市長等との関係)	1 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。
条文の目的	<p>1 本条は、二代表制を踏まえ、議会での審議における議員と市長等との健全な緊張関係を保持しながら、事務の執行の監視及び評価を行うことを定めたものである。</p> <p>2 「立場及び権能の違い」とは、市長が市の執行機関を代表し、事務を管理執行する権能を有するのに対して、議会は市の意思を決定する議決権や事務の執行に関する調査権・検査権を有することをいう。</p>	
目的達成に向けた取組実績	本会議や委員会における審議・審査を踏まえた採決及び代表・一般質問を通じて、事務執行の監視や評価を行っている。	
目的の達成状況とその理由	<p style="font-size: 2em; margin: 0;">4</p>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された</p> <p>3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない</p> <p>1・・・全く達成されていない</p> <p>(理由) 本会議、委員会においての予算決算認定議案を含む議案審査、委員会における所管事務調査、質疑も十分に行われている。また、全員協議会においては、市の事業計画等を事前に説明を受け、質疑要望を行うことができているため、事務執行の監視及び評価はできている。</p>
目的達成のための今後の取組と考察	<p>① 議決権の範囲の拡大と反問権等の必要性の検討</p> <p>議決権の範囲の拡大や反問権等の必要性について、市長等と常に緊張ある関係の構築への効果が期待できるかの有無を検討する。</p>	

## 議会基本条例検証シート

章	第5章	議会と市長等との関係
条文	第13条 (監視及び評価)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平及び効率的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</li> <li>2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</li> </ol>
条文の目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本条は、市長等の事務の執行について、議会が監視及び評価するにあたっての考え方等を定めたものである。</li> <li>2 市長等による事務の執行や予算執行が適正に行われているかの監視と市長等の事務の執行の効果及び成果の評価を、本会議における議決及び委員会における採決を通じて行うことを定めたものである。なお、必要と認められるときは、議会の権限を行使し、適切な措置を講ずることを促すこととしている。</li> </ol>	
目的達成に向けた取組実績	<p>予算案及び予算執行を専門的に審査するため、各常任委員会に分割付託し、各常任委員会で慎重審査を行っている。また、予算執行の審査は、まちづくり報告書を用いている。</p>	
目的の達成状況とその理由	<p style="font-size: 2em; margin: 0;">4</p>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された  3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない  1・・・全く達成されていない</p> <p>(理由)  予算案及び予算執行は、間口が広いとの観点に立って、専門化している案件を能率的に審査・調査するため、各常任委員会に分割付託し、各常任委員会で慎重審査を行っている。また、予算執行の審査は、まちづくり報告書を用いて、めざすまちの姿に対するまちづくり関係事業の進み具合、施策等の成果を評価することで行っている。</p>
目的達成のための今後の取組と考察	<p>① 審議に必要な資料・情報の提供</p> <p>議案や政策などについて適切に判断する為には、議会の権限を適切に行使し、その提案に至るまでの過程や他市町での類似する政策との比較検討状況など、より深く審議するための資料・情報提供を求める。</p>	



## 議会基本条例検証シート

章	第5章	議会と市長等との関係
条文	第14条 (確認の機会の付与)	<p>1 議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長は、会議等における審議又は審査の充実を図るため、論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長及びその他の執行機関等の職員に対し、議員及び委員の発言の趣旨に対する確認の機会を付与するものとする。</p>
条文の目的	<p>1 本条は、市長及びその他の執行機関等の職員に対し、議員等の発言の趣旨に対する確認の機会を付与することを定めたものである。</p> <p>2 市長及びその他の執行機関等の職員は、本会議及び委員会で議員及び委員の発言に対して論点を明確にするために、議長及び委員長の許可により、発言の趣旨に対する確認をすることができることを定めたものである。</p>	
目的達成に向けた取組実績	<p>議員等の発言の趣旨を確認した事例はない。</p>	
目的の達成状況とその理由	<p style="font-size: 2em; margin: 0;">3</p>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された  3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない  1・・・全く達成されていない</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議の議案質疑、代表質問及び一般質問は、議会運営委員会で協議された運営に沿ったもので、質疑及び答弁の明確化が図られており、議員等の発言の趣旨を確認した事例はない。</li> <li>・委員会の質疑は1回につき2点以内として、質疑及び答弁の明確化が図られており、議員等の発言の趣旨を確認した事例はない。</li> </ul>
目的達成のための今後の取組と考察	<p>① 議長・各委員長の議事進行力の維持</p> <p>現在の議長・各委員長の議事進行力が継続的に保たれるよう、交代後のノウハウ引き継ぎ方法を検討する。</p> <p>② 執行部への本制度の周知</p> <p>昨今は、定年退職も含め、人事異動により、執行部の体制が大きく変わることがあることから、定期的に執行部へ本制度を周知する。</p>	

## 議会基本条例検証シート

章	第5章	議会と市長等との関係
条文	第15条 (文書による質問)	<p>1 議員は、閉会中に市長等の事務に対し、緊急に確認を要する事案が発生した場合に、議長の承認の上、市長等に対して文書で質問を行うことができる。</p> <p>2 市長等は前項の規定による質問を受けたときは、速やかに文書で回答するものとする。</p>
条文の目的	<p>1 本条は、閉会中における文書による質問について定めたものである。</p> <p>2 議員は閉会中に市長等の事務に対し、緊急に確認を要する事案等が発生した場合に議長の承認及び連署の上、文書で質問をすることができることを定めたものである。なお、「緊急に確認を要する事案」とは、市民生活及び市政運営に重大な影響を与えることが客観的に認められる事案などをいう。また、市長等はその質問に対して速やかに文書で回答することを定めている。</p> <p>文書による質問の運用については、別に定める「文書による質問の運用規程」に基づき運用するものである。</p>	
目的達成に向けた取組実績	文書による質問を運用した事例はない。	
目的の達成状況とその理由	<b>3</b>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された</p> <p>3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない</p> <p>1・・・全く達成されていない</p>
	(理由)	
	閉会中に緊急に確認を要する事案等が発生した場合の文書による質問を定めたものであるが、運用した事例はない。	
目的達成のための今後の取組と考察	<p>① 本制度の維持</p> <p>閉会中における緊急に確認を要する事案の発生に備え、今後も本制度を維持する必要がある。</p>	
	<p>② 運用規程の理解・把握</p> <p>市民生活及び市政運営に重大な影響を与えることが客観的に認められる事例など、第15条の規程に基づき定められた「東海市議会文書による質問の運用規程」の理解・把握に努める。</p>	

## 議会基本条例検証シート

章	第5章	議会と市長等との関係
条文	第16条 (政策等の 形成過程の 説明要求)	1 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。
条文の目的	1 本条は、市長等に政策等の形成過程の説明要求ができることを定めたものである。 2 議会は政策水準を高めるような議論が行われるように、必要に応じて条例や計画等の作成段階における形成過程の説明を本会議及び委員会における審議・審査を通じて、求めることを定めたものである。	
目的達成に向けた取組実績	議会としては、これまで本制度を活用した事例はない。	
目的の達成状況とその理由	4	5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された 3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない 1・・・全く達成されていない
目的達成のための今後の取組と考察	① 重要政策の説明事項や項目等の検討 重要な政策等については、事前説明を求める項目や項目の検討、説明時期や方法について執行部と調整する必要がある。また、執行後における政策評価やその方法についても調整を図る。	
	② 議論の継続 協議する案件の性質上、協議会や会議録を非公開としている運営を継続し、政策水準を高めるような議論を継続する。	

## 議会基本条例検証シート

章	第6章	議会機能の強化
条文	第17条 (議会機能の強化)	1 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。
条文の目的	<p>1 本条は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価等における、議会機能の強化について定めたものである。</p> <p>2 「議会の機能」とは、議会に保障されている議決権、検査権、事務の執行状況の調査権等を行使して、公正で効率的な行政が行われるよう執行機関の行政執行を監視する機関にとどまらず、能動的に政策を立案し、執行機関に実行させるような役割をいう。</p>	
目的達成に向けた取組実績	市長等と議会が相互に緊張関係を保ちながら、行政運営の基本的な方針を決定・議決、その執行を監視し、また、政策提案を通して政策形成を行っている。しかし、強化には至っていない。	
目的の達成状況とその理由	<b>3</b>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された</p> <p>3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない</p> <p>1・・・全く達成されていない</p>
	<p>(理由)</p> <p>議会での一般質問及び代表質問、委員会での質問を通じて、事務の執行の監視及び評価を行っている。</p> <p>各常任委員会における委員協議会での所管に関する行政報告及び全員協議会における政策形成過程を含めた上程される前の議案等の概要説明が行われ、政策形成過程を踏まえた審議・審査を行っている。</p> <p>また、重要な課題について、特別委員会を設置した上で、審査、諮問または調査を行っている。</p> <p>しかし、これらの手法の更なる充実や他の手法を用いる等の具体的な議会機能の強化策を検討するには至っていない。</p>	
目的達成のための今後の取組と考察	① 能動的な政策立案のための調査・研究の充実	
	重要な課題、提案について、議会に特別委員会や協議会等を設置し調査・研究、研修を行うことで、より質の高い審議、提案ができるようにする必要がある。	

## 改善検討事項

○ iPad（タブレット端末）の導入について（タブレット端末を導入し、ペーパーレス化等を図る）

- ・タブレット端末を導入する目的をペーパーレス化に留めず、議案書をはじめとする紙媒体を電子媒体にすることによって付加される膨大な情報等を瞬時に検索する等の機能を活用することにより、事務の執行の監視及び評価や政策立案・政策提言における充実が図られることや審査過程における闊達な議論につながる等の効果を目的に掲げることによって、タブレット端末を導入する意義が生まれる。

つまり、タブレット端末の導入に向けた具体的な検討を始めるべきと考える。

また、導入に際しては、行政サイドと歩調を合わせることに、綿密な使用指針を定める必要がある。

## 議会基本条例検証シート

章	第6章	議会機能の強化
条文	第18条 (審査・調査活動等)	<p>1 議会は、議会が持つ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。</p> <p>2 議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、専門的知見を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせることができる。</p>
条文の目的	<p>1 本条は、地方自治法に規定された議会の持つ調査権について定めたものである。</p> <p>2 地方自治法第100条に基づく調査権により、市政の課題に関し必要に応じて調査活動することを定めたものである。また、同法第100条の2の規定に基づき、市政の課題に関し、専門的知見を有する者等に調査を行わせることができることを定めたものである。</p>	
目的達成に向けた取組実績	議会の持つ調査権を行使したことや専門的知見を有する者等に調査を行わせたことはない。	
目的の達成状況とその理由	<p style="font-size: 2em; margin: 0;">3</p>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された</p> <p>3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない</p> <p>1・・・全く達成されていない</p> <p>(理由)</p> <p>必要に応じて調査を行わせることができる権利が保証されているが、議会の持つ調査権を行使したことや専門的知見を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせた事例はない。</p>
目的達成のための今後の取組と考察	<p>① 調査機関の設置方法の明確化</p> <p>実際に調査活動を行う際の具体的な進め方や手続き等を予め定め、周知しておくことが必要である。</p>	

## 議会基本条例検証シート

章	第 6 章	議会機能の強化
条文	第 19 条 (議決事件の追加)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会は議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定により議決事件を定める。</li> <li>2 前項の議決事件は、次に掲げるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合計画基本構想（総合的かつ計画的な市政の運営を図るための構想をいう。）の策定又は改廃に関すること。</li> <li>(2) 市民憲章の制定又は改廃に関すること。</li> <li>(3) 都市宣言の制定又は改廃に関すること。</li> <li>(4) 姉妹都市の提携に関すること。</li> </ol> </li> </ol>
条文の目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本条は、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めたものである。</li> <li>2 地方自治法第 96 条第 1 項では、条例の制定や改正・廃止、予算の議決、決算の認定など地方公共団体の議会が議決しなければならない事件（議決事件）が挙げられている。加えて、同条第 2 項では、地方公共団体に関する事件で議会が議決すべきものを条例により定めることができることとしている。平成 23 年地方自治法の改正に伴い、総合計画基本構想の策定義務がなくなり、基本構想は議決事件から除外されたことを機に新たに 4 件の議決事件を定めている。なお、姉妹都市の提携については、姉妹都市提携の変更（姉妹都市の市町村合併による自治体名の変更など）及び解消を含むものとする。</li> </ol>	
目的達成に向けた取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例の規定に基づいて、審議・議決されている。</li> <li>・議会基本条例制定後には、議決事件が追加されたことはない。</li> </ul>	
目的の達成状況とその理由	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin: 0 auto;">4</div>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された  3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない  1・・・全く達成されていない</p> <p>(理由)  議会基本条例施行後の議決（3 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 6 次総合基本計画策定（平成 25 年 12 月）</li> <li>・第 6 次総合基本後期計画策定（平成 30 年 12 月）</li> <li>・オーストラリアマセドレンジス市との姉妹都市提携（平成 26 年 3 月）</li> </ul>
目的達成のための今後の取組と考察	<p>① さらなる議決事件の追加の必要性の協議</p> <p>地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく、議決事件の追加の必要性について、必要に応じて適時協議する。</p>	

## 議会基本条例検証シート

章	第6章	議会機能の強化
条文	第20条 (政務活動費)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会派は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。</li> <li>2 会派は、厳格な使途基準に従い、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。</li> <li>3 政務活動費に関しては、条例で定めるところによる。</li> </ol>
条文の目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本条は、政務活動費の有効活用及び使途の説明責任等について定めたものである。なお、政務活動費については、「東海市議会政務活動費の交付に関する条例」で別に定めている。</li> <li>2 議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として政務活動費を有効活用して積極的に調査研究を行うことを定めたものである。また、政務活動費を適正に執行して市民に対して使途の説明をすることを定めたものである。</li> </ol>	
目的達成に向けた取組実績	<p>「東海市議会政務活動費の交付に関する条例」に則り交付された政務活動費を原資として、先進地行政視察等を積極的に行い、調査研究及び政策提言を行っている。また、市民への説明責任を果たすため、第12条の別表の使途基準に従って支出しており、全ての支出について領収書の写しを添付して収支報告書及び支出明細書を期限までに議長に提出している。</p>	
目的の達成状況とその理由	<h1 style="font-size: 2em;">4</h1>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された  3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない  1・・・全く達成されていない</p> <p>(理由)  政務活動費の適正な執行に努め、使途は市議会ホームページ及び議会事務局への請求により公開している。</p>
目的達成のための今後の取組と考察	<p>① 政務活動費の検証  政務活動費の月額 of 適正性と妥当性を検証する。</p> <p>② 第12条関係・別表の政務活動費使途基準の項目ごとの内容の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近では支出実績がない広聴費についての検証をする。</li> <li>・資料作成費の対象となる経費のうち各種消耗品(単価2万円以内)の検証をする。</li> <li>・備品は原則として認めないが、例外として購入を認めるものの検証などを行う。</li> </ul>	



## 議会基本条例検証シート

章	第7章	議員の政治倫理
条文	第21条 (議員の政治倫理)	<p>1 議員は、市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理意識に徹するものとする。</p> <p>2 議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。</p>
条文の目的	<p>本条は、議員として求められる基本姿勢、意識を明確化しているものである。</p> <p>なお、議員の政治倫理は「東海市議会議員政治倫理要綱」で別に定めている。</p>	
目的達成に向けた取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体等の役職就任報告書の提出を行っている。</li> <li>・政治倫理委員会が設置され運営された。</li> </ul>	
目的の達成状況とその理由	<p style="font-size: 2em; margin: 0;">3</p>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された</p> <p>3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない</p> <p>1・・・全く達成されていない</p>
	<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体等の役職就任報告書の提出が履行されている。</li> <li>・必要に応じて、政治倫理委員会が組織・運営されている。</li> </ul>	

<b>目的達成の ための今後の 取組と考察</b>	<b>① 政治倫理を題材とした研修会の開催</b>
	市議会全体で政治倫理意識を高めるため、議員が特に注意すべき関係法令や、他市議会で問題となった議員の言動（公私ともに）等についての全体研修会を開催する。
	<b>② 東海市議会議員政治倫理要綱の見直し</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海市議会議員政治倫理要綱の全条文について、見直す必要はないとの意見と一部の条文について見直すべきであるとの意見があった。</li> <li>・見直すべきであるとの意見として、第2条 遵守事項について、第1項、第2号「市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、いやしくも市の名誉と品位を傷つけるような行為をしないこと。」という規定にある「市」には議会を含まないことから、「市」の後に「及び議会」という文言を付け加えるよう見直しを行うべきである。</li> <li>・第6条 政治倫理委員会の設置及び招集について、第1項、第1号「会派が異なる複数の議員を含む5人以上の議員から審査又は調査すべき事件を示して設置の請求があったとき。」との規定にある「会派が異なる複数の議員」は、「会派が異なる」ことで「複数の議員」であることが明確であるため、「複数の」を削除するよう見直しを行うべきである。</li> <li>・第8条 政治倫理委員会の運営等について、①第1項、第2号の「政治倫理委員会の議事は、出席委員の全会一致で決するものとする。」との規定にある「全会一致」では委員会の結論が少数委員の意見により左右され、多数者の出した意見が結論とならない場合もある。そこで、全会一致の原則は残したうえで、「ただし、委員会の結論が少数委員の意見により左右されることのないよう、また、多数意見が否定されることのないよう委員会条例第16条を準用することができる」との規定を追加し、例外的に、多数決の運用を規定するよう見直すべきである。②議会運営委員会の意思決定方法に準じた意思決定方法にするべきである。③意思決定方法を過半数により決するとした場合、合意形成に向けた態度が弱化する懸念があるため見直す必要がない。との意見があった。</li> </ul>

#### 改善検討事項

##### ○ 東海市議会議員政治倫理要綱の見直しについて

要綱第8条第2号の採決方法について、全会一致を目指し議論を進めることは大切であるが、少数者の意思が多数者の意思より優先されることになりかねないため、委員会条例を準用し、「全会一致」を「過半数」で決するものと改正するべきである。

## 議会基本条例検証シート

章	第 8 章	議員定数及び議員報酬
条文	第 22 条 (議員定数)	<p>1 委員会又は議員は、議員定数を定める場合には、行財政改革の視点、他市との比較、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。</p> <p>2 議員定数に関しては、条例で定めるところによる。</p>
条文の目的	<p>本条は、委員会又は議員が議員定数を改定する場合に考慮すべき点を定めたものである。なお、議員定数は、「東海市議会の議員の定数を定める条例」で別に定めている。</p>	
目的達成に向けた取組実績	<p>平成 26 年市議会議員選挙において、議員定数を 24 人から 22 人に減員した。</p>	
目的の達成状況とその理由	<p style="font-size: 2em; margin: 0;">3</p>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された                      3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない                      1・・・全く達成されていない</p>
	<p>(理由)                      現定数は、行政改革の視点、他市との比較、市政の現状や将来展望等を考慮のうえ決定されたが、その後議論されていない。</p>	
目的達成のための今後の取組と考察	<p>① 改選時に向けて議員定数を検討                      議員数、人口規模、財政力など近隣市町との比較や、より多くの市民の意見を反映するための新たな視点での検討をする。</p>	

## 議会基本条例検証シート

章	第 8 章	議員定数及び議員報酬
条文	第 23 条 (議員報酬)	<p>1 委員会又は議員は、議員報酬を定める場合には、行財政改革の視点、他市との比較、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。</p> <p>2 議員報酬に関しては、条例で定めるところによる。</p>
条文の目的	本条は、委員会又は議員が議員報酬を改定する場合に考慮すべき点を定めたものである。なお、議員報酬は、「東海市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」で別に定めている。	
目的達成に向けた取組実績	東海市特別職報酬等審議会で審議し答申され、それを踏まえ議会として判断している。	
目的の達成状況とその理由	<p style="font-size: 2em; margin: 0;">4</p>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された</p> <p>3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない</p> <p>1・・・全く達成されていない</p>
	(理由) 特別職報酬等審議会での答申を受け審議議決している。	
目的達成のための今後の取組と考察	特になし	

## 議会基本条例検証シート

章	第9章	議会事務局の強化等
条文	第24条 (事務局機能の強化)	1 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務等の機能を強化するものとする。
条文の目的	<p>1 本条は、議会事務局の調査・政策法務等の機能強化について定めたものである。</p> <p>2 議会の政策立案の機能を高めるとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うために議長及び議員を補助する議会事務局の調査機能や政策法務機能等の強化を図ることを定めたものである。</p>	

<p>目的達成に向けた取組実績</p>	<p>議会事務局職員の各種研修の受講及び先進地行政視察を実施している。</p>	
<p>目的の達成状況とその理由</p>	<p>3</p>	<p>5・・・十分達成された 4・・・概ね達成された  3・・・一部達成された 2・・・ほとんど達成されていない  1・・・全く達成されていない</p>
	<p>(理由)  議会運営については、近隣市及び県内市議会事務局等との定期的な研究会が開催され、また、調査、政策立案・政策法務等については、議会による独自の研修ではないが、議会事務局職員に必要な研修が議長会等により実施され参加している。  (研修受講実績)  ・議員年金に関する研修会、議会事務(市町村アカデミー)・・・毎年度  ・条例起案・改廃をめぐる立法実務講座・・・H26年度  ・議会事務局職員の基本実務と議員折衝・コミュニケーションにおける留意点・・・H27、H28年度  ・事務局職員のための地方議会運営の実務コース、第65回全国市議会事務局職員研修会・・・H29年度  ・議会事務局職員のための基本実務講座・・・H30年度  ・知多5市及び知多北部3市議会との定期的な会議の開催による情報共有・知多5市議会事務局・・・毎定例会前に開催(会期、議事日程案、議案数、陳情書等について情報共有)  ・講師を招いての事務局職員研修会を実施(H30・地方自治法の一部改正による議会運営上の留意点について)  ・知多北部3市議会事務局・・・議会費予算等について情報共有、先進地行政視察(年1回)の実施</p>	
<p>目的達成のための今後の取組と考察</p>	<p>① 議会事務局職員の計画的な配置</p>	
	<p>議会事務局については調査機能や政策法務等の専門的機能が求められるため、経験・職責のバランスを考慮した職員の配置を計画的に行う。</p>	
<p>目的達成のための今後の取組と考察</p>	<p>② 議会事務局の機能強化</p>	
	<p>近年、特別委員会及び政治倫理委員会が設置される等、業務量の増加及び経験を求められる業務が発生してきているため、職員に多方面にわたる業務経験と更なる効果的な研修会等に参加させ、対応力の向上を図る。</p>	

## 議会基本条例検証シート

章	第9章	議会事務局の強化等
条文	第25条 (議会図書室の充実)	1 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。
条文の目的	<p>1 本条は、議会図書室の図書、資料等の充実について定めたものである。</p> <p>2 議会を支援する制度として、議会図書室がある。インターネットの普及でさまざまな媒体から情報は得やすくなっているが、政策についてのまとまった情報は、書籍や専門誌にたよることが多いので図書、資料の充実に努めることを定めている。</p>	

<p>目的達成に向けた取組実績</p>	<p>議会が必要とする専門的な図書の購入、本会議会議録をはじめとする議会資料が配架されている。</p>	
<p>目的の達成状況とその理由</p>	<p>4</p>	<p>5・・・十分達成された 4・・・概ね達成された 3・・・一部達成された 2・・・ほとんど達成されていない 1・・・全く達成されていない</p>
<p>目的達成のための今後の取組と考察</p>	<p>(理由) ・議会が必要とする図書、新聞、雑誌、諸資料及び刊行物が収集保管されており、個々の議員が適宜利用している。また、毎年、議員要望の図書購入に対応する予算が確保・執行されており、その新着図書があった際には、都度、議員通知が発行されている。 ・必要に応じて図書の貸出がされている。 ・新聞(5社)の朝刊・夕刊を整備している。 (購入実績)H26年度 28冊、H27年度 23冊、H28年度 28冊、H29年度 24冊 (貸出冊数)H26年度 3冊、H27年度 14冊、H28年度 7冊、H29年度 10冊 (蔵書冊数)1,747冊 (H30.10.26現在)</p> <p>① 蔵書の整理 情報が古く、図書としての価値のなくなった図書を廃棄し、改訂版等の発行されている図書については更新し、最新の情報が得られるように蔵書を整理し、魅力的な図書室利用の促進を図っていく。</p> <p>② 図書室パソコンの活用と図書台帳の整理、蔵書の検索機能を強化 図書台帳を電子媒体上で整理し、図書室パソコンを活用して、蔵書の検索機能を強化する。更に、図書室パソコンを用いて外部の図書館(愛知県図書館や本市の中央図書館)の蔵書検索機能を利用できるようにすることで、議会図書室にない蔵書状況を迅速に検索できるようにして、図書室パソコンの利用促進と図書や資料等の充実を図っていく。</p>	



## 議会基本条例検証シート

章	第 10 章	最高規範性で見直し手続
条文	第 26 条 (最高 規範性)	この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。
条文の目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本条は、本条例が東海市議会における最高規範であることを明らかにするため定めたものである。</li> <li>2 この条例を議会における基本的な事項を定めた最高規範と位置づけ、議会に関する条例等の解釈や制定、改廃をするときはこの条例の趣旨を尊重することを定めている。</li> </ol>	

<p>目的達成に向けた取組実績</p>	<p>議会に係る例規の改正においては、常に議会基本条例を尊重し対応している。</p>	
<p>目的の達成状況とその理由</p>	<p>4</p>	<p>5・・・十分達成された　4・・・概ね達成された 3・・・一部達成された　2・・・ほとんど達成されていない 1・・・全く達成されていない</p>
<p>目的達成のための今後の取組と考察</p>	<p>① 最高規範性の再確認</p> <p>議会に係る例規の改正においては、常に議会基本条例を尊重し対応しているかを再確認する。</p>	

## 議会基本条例検証シート

章	第 10 章	最高規範性で見直し手続
条文	第 27 条 (条例の 見直し)	<p>1 議会は、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 議会がこの条例を改正しようとするときは、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。</p>
条文の目的	<p>1 本条は、本条例の見直しに対する考え方を定めたものである。</p> <p>2 市民の意思や社会情勢の変化を勘案し、必要があるときはこの条例の規定について検討を行い、見直すことを定めている。また、この条例を改正しようとするときは、本議会で改正理由及び背景を説明することを定めている。</p>	
目的達成に向けた取組実績	市民の意思、社会情勢の変化等を勘案・把握するために、個々の議員活動が行われており、個々の議員において、その条例の見直しの必要性を意識している。	
目的の達成状況とその理由	<p style="font-size: 2em; margin: 0;">4</p>	<p>5・・・十分達成された    4・・・概ね達成された</p> <p>3・・・一部達成された    2・・・ほとんど達成されていない</p> <p>1・・・全く達成されていない</p> <p>(理由) 条例の見直しに対する考え方は定めのとおりで、その定めに変化はない。ただし、条例制定後5年を経過した現時点で、議会基本条例検証特別委員会を設置することにより、見直しの必要性について検討する途上にある。</p>
目的達成のための今後の取組と考察	<p>① 検証の頻度について検討</p> <p>市民の価値観や社会情勢の変化等が加速化する中、どの程度の不都合が生じた時期に見直しを必要とするかについての検討が重要となる。</p>	